　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　公益社団法人 沖縄被害者支援ゆいセンター令和４年度事業計画書

（令和４年４月１日～令和５年３月３１日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業項目  （定款第4条） | 細　目 | 内　　　容 | 備　　考 |
| (第１号事業)  相談事業 | 電話相談  メール相談  FAX相談 | 専用の相談電話（０９８－８６６－７８３０）により、電話相談員が被害者等からの相談を受け、適正な助言、精神的ケア及び各種情報提供を行う。  　また、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの「犯罪被害者支援ネットワーク電話サポートセンター」のナビダイヤルの電話番号（０５７０－７８３－５５４）からの相談も対応する。 | ○週5日(月～金)  10：00～16:00  (休日等除く)  ○全国共通ナビダイヤル  07:00～22:00  （年末年始除く） |
| 面接相談  （ｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ　　　等） | 電話相談の結果、面接相談が必要と認められる被害者等に対し、相談員が面接相談を行う。また、精神科医や臨床心理士、弁護士等の専門家による無料の面接相談を行う。 | ○必要な都度予約制で実施  ○日本財団の助成により離島支援を強化する。 |
| （第２号事業）  直接的支援  事業 | 直接的支援 | 被害者等の証人出廷、裁判の傍聴、警察の事情聴取等の際、被害者からの支援依頼の要望に応じて、直接的支援員が付き添い等を行う。 | ○随時 |
| 物品供与・  貸与 | 被害者等の要望に応じて、物品を供与又は貸与することにより、被害者等の不安を除去する。 | ○随時 |
| 犯罪被害者等早期援助団体としての活動 | 警察からの情報提供を受け、犯罪被害の発生直後から被害者等への支援活動を行う。 | ○随時 |
| （第３号事業）  犯罪被害者等  給付金裁定申請補助事業 | 支給申請手続きの補助 | 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者､ 遺族等が行う裁定の申請について被害者等からの要望に応じて、相談､付添など同申請を補助する事業を実施する。 | ○随時 |
| (第４号事業)  自助グループへの支援事業 | 自助グループの育成 | 被害者同士が集まり､体験を語り合うことにより自助の精神に基づく支え合いの輪を広げて行くための自助グループの育成を支援する。 | ○月１回定期的に  　開催予定 |
| 自助グループ活動支援 | 各自助グループとの連携を図り、情報提供やカウンセラーの派遣等各種支援を行う。 | ○随時 |
| （第５号事業）  広報及び啓発事業 | ポスター・リーフレット等の作成・配布等による広報 | 被害者支援巡回パネル展、広報宣伝車両による広報啓発及び、ポスター・リーフレット等の作成配布を行う。  また、ホームページ等を効果的に活用し、広く県民にセンターの事業内容や被害者支援に関する情報の発信を行う。 | ○被害者支援巡回パネル展（市町村及び関係機関にて年間  １２回開催予定)  ○ホームページの活用及び新聞投稿  （通年） |
| 会報(ニューレター)の発行 | センターの活動状況等をまとめた会報を発行し、会員及び関係機関等へ広く配布することにより、センターの周知と被害者支援に関する広報・啓発を行う。 | 〇年２回発行  （６月・１月） |  |
| 講演会等の開催 | 犯罪被害当事者や家族、又は犯罪被害者支援に関する専門家等による講演会等を開催し社会全体で被害者支援に関する意識高揚を図るための啓発活動を行う | 〇「犯罪被害者週間」における県民の集いの開催等  〇関係機関等における講話 |
| 市町村職員等に対する出前講座 | 県内４１市町村に出向いて、犯罪被害者  支援の重要性及び被害者の置かれた立場へ  理解と関心を高めるため講座を開催する。  　また、併せて１日出張相談所を開設する。 | 〇　県委託事業として年５ケ所で開催予定  (令和2年度～　) |
| （第６号事業）  被害者等の実態に関する調査及び研究事業 | 調査及び研究活動 | 被害者等が抱えている窮状や要望事項等必要な支援について、全国ネットワークや大学、警察その他の関係機関・団体と協力し、調査及び研究を行う。 | ○適宜 |
| 各種研修会への参加 | 関係機関・団体等が開催する被害者支援に関する各種研修会等へ参加し、効果的な被害者支援の在り方について研修する。 | ○適宜 |
| （第７号事業）  支援員の養成研修事業 | 支援活動員の募集及び研修 | 電話相談等の事業活動を充実させるため、新規の支援活動員を募集し、被害者支援に関する基礎知識及び電話相談対応要領の研修を実施して、支援活動員の育成を図る。  　また、支援活動員、直接支援員に対して、継続研修を行う｡  〇ゆいセンター主催研修  ･ 支援活動員初級養成講座  　(本島内１回　県委託事業)  (石垣市１回　日本財団助成事業)  ・事例検討会（毎月第2･第4木曜日）  ･ 中級養成講座（適宜）  ･ 裁判傍聴等（適宜）  〇全国ネットワーク主催研修等  ･ 質の向上研修九州･沖縄ブロック研修(年２回)　佐賀県開催  ･ 支援活動責任者研修(８月)  ･ 全国フォーラム・秋期全国研修（10月）  ･ 課題研修･上級 (大阪アドボカシー)  ･ 自助グループ・ファシリテーター研修  ･ 春期全国研修会(コーディネーター研修)  ・実地研修（都民ｾﾝﾀｰ） | 毎年１回開催  石垣島地区に相談員を養成する。  ○(上半期７月・下半期２月予定)  〇　適宜派遣する。 |
| （第８号事業）  関係機関・団体等との連携による援助事業 | 警察等との  連携 | 警察や検察庁、裁判所等に対する連絡や問い合わせを直接行うことをためらう被害者等については、その要望に基づき、警察や検察庁、裁判所等から提供可能な情報について入手し、被害者等へ提供する。 | 早期援助団体としての活動 |
| 各種会合への参加 | 沖縄県犯罪被害者支援連絡協議会、県内各警察署単位で設立されている被害者支援地域ネットワーク会議等各種会合へ参加し、被害者支援に関する情報交換並びに相互協力を行い、加盟機関・団体と連携して効果的な被害者支援を行う。 | ○警察署主催被害者支援ネットワーク会議等への出席  ○県主催会議への参加 |
| 全国被害者支援ネットワークへの参加 | 全国被害者支援ネットワーク会員相互の連携・協力を図るとともに、被害者支援に関するネットワークの事業に参加する。  　・全国事務局長会議(4月18日・19日)  　・全国理事長会議(８月９日)  　・全国犯罪被害者フォーラム(１０月) | ・事務局長会議は  ＷＥＢ会議 |
| 「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー」事業 | 犯罪被害者等支援に関して総合的対応窓口の強化及び関係主体間の中核的役割を担い、安定的かつ円滑な支援体制を構築する。  ・「沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口」業務　・市町村からの相談・質疑に対する情報提供　　助言等  ・「市町村総合的窓口」への戸別訪問・意見交　換   * 支援主体間(県・警察・市町村及び民間支援団体等)の連携コーディネート * 広報啓発物の作成、配布 * 巡回パネル展 * 犯罪被害者等支援ハンドブックの改定等 | 〇県消費くらし安全課より新規事業として受託  (令和４年度～　) |
| （第９号事業）  その他の事業 | センターの目的達成に必要なその他の事 | 上記各事業のほか、資金造成事業等センターの目的達成のために必要な事業を行う。   * 賛助会員の募集　(通年) * 寄付金の獲得　　(通年) * 職場募金協力依頼(10月～12月)   (県・市町村・国の機関等)   * 募金箱の設置　　(通年) * 寄付型自動販売機の設置(通年) | ・オリジナルかりゆしウェアの販売  ・サンシャインユイマール  ・ＪＡ共済連沖縄  ・沖縄県軍用地等地主会  ・琉銀ユイマール  ・ﾌﾞｯｸ･DE･ｻﾎﾟｰﾄ  ・飲酒運転根絶Ｔシャツ  ※その他の寄付 |